明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○紛失の届出により失効した旅券の告示（**外務**二八三）　一
○重要文化財を国宝に指定する件（**文部科学**九七）　三
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（**同**九八～一〇三）　三
○有形文化財を重要文化財に指定する件（**同**一〇四～一一〇）　二四
○重要文化財の員数を改める件（**同**一一一～一一四）　三〇
○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（**同**一一五～一一七）　三三
○重要文化財の名称を改める件（**同**一一八）　三三
○重要文化財の指定を解除する件（**同**一一九）　三三
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（**文化庁**三九）　三四
○重要文化財を管理すべき団体を定める件（**同**四〇）　三五

〔公告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三四
特殊法人等
日本放送協会入札、東日本高速道路株式会社社料金の額及び徴収期間の変更・工事開始、特定計量器型式承認関係　四四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四八
会社その他
会社決算公告　五二